

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1191005		処分名	行為の許可(法定外公共物占用等)・許可の更新		
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長		
担当部署	部	土木部		課	土木総務課	
根拠規定	鈴鹿市法定外公共物管理条例				第4条第1項	
基準規定	①	鈴鹿市法定外公共物管理条例			第6条第1項	
	②	鈴鹿市法定外公共物管理条例施行規則			第2条, 第3条	
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和2年11月24日
	非公開該当		未設定理由			
<p>※ 基準規定(参考)</p> <p>○鈴鹿市法定外公共物管理条例(行為の許可)  第4条法定外公共物に対して、次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。  (1) 敷地を占用すること。  (2) 敷地に工作物を新築し、改築し、又は除却すること。  (3) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為(前2号に掲げる行為のため必要なものを除く。)  (4) 前3号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をを行い、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。  (許可の期間)  第6条 占用等の許可の期間は、5年以内とする。ただし、電柱、電線、水道管、下水道管、ガスパ管その他これらに類する施設を設置する場合において、市長が特に必要があると認めるときは、これを10年以内とすることができる。</p> <p>○鈴鹿市法定外公共物管理条例施行規則  (更新許可の申請)  第3条 占用等の許可を受けた者(以下「占用者」という。)が、許可の期間の満了後引き続き占用等の許可を受けようとするときは、許可の期間の満了する日の30日前までに、法定外公共物占用等更新許可申請書(第2号様式)に前条第1項に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。</p> <p>・路面の埋戻、舗装復旧に関しては 別紙 道路路面復旧基準、鈴鹿市路面復旧工事標準構造図による。  ・乗入加工に関しては 別紙 乗入加工工事の許可基準、乗入れ口の構造基準による。  ・排水管理設に関しては 別紙 排水管理設の占用許可基準による。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和2年11月25日
	期間	3週間				
聴聞等						
備考	標準処理期間:平成25年4月1日付国道利第16号「道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について」の一部改正の準用による。					